

平成30年度 第2回 四国地方整備局

コンプライアンス・アドバイザー委員会の議事概要について

アドバイザー委員会事務局

標記の委員会について、以下のとおり開催されましたのでお知らせします。

1. 開催日時 平成31年2月1日（金）10時30分～12時
2. 開催場所 高松サポート合同庁舎北館 13階 1307会議室
3. 出席委員 委員長 穴戸 栄徳 香川大学名誉教授

委員 古川 慎一郎 弁護士
// 三野 靖 香川大学法学部教授
// 行成 博巳 NHK 高松放送局長

※藤本 智子委員（弁護士）は、所用のため欠席

（委員は五十音順）

4. 議事

- （1）平成29年度コンプライアンス取組状況に係る各委員からの提言に対する対応について
- （2）平成30年度四国地方整備局コンプライアンス取組状況（中間報告案）について
- （3）四国地方整備局コンプライアンス推進計画（2019年度～2021年度）案について
- （4）審議内容取りまとめ

5. 意見の概要

委員長取りまとめ

- 四国地方整備局コンプライアンス推進計画（2019年度～2021年度）案については、基本的にこの形で進めていただきたいと思います。

なお、以下の2点について、留意するよう申し上げたい。

- ① 次期計画をこれまでの集大成とするような意気込みで取り組んでいただきたい。
- ② コンプライアンス・ミーティング等で実際にあった事案を取り上げることは有意義なことだと考える。その際、事案が発生した背景に何があるかについて十分理解が深まるような取組としていただきたい。

各委員の意見概要

- コンプライアンスの取組状況

《公益通報制度について》

- ・昨年度アンケートでは、ネガティブなイメージがあるとのことだったが、「どういう公益通報があって、それについてどういう内部調査をして、そしてどういう対応をしたか。」ということを集約して、職員の皆さんに見てもらうことによって、そのイメージを取り払うことを検討したらどうか。非違行為を告発する趣旨だけの制度ではなく、注意喚起という意味

も持っている制度だということにもっと目を向けていただきたい。

→ 今年度のアンケートの中で、公益通報に消極的になる具体的な理由を求める問いを設けているので、その回答を基に分析をし、委員の方々の意見も踏まえて、慎重に検討していきたい。

- 昨年12月の整備局職員の懲戒処分の際、ホームページへの匿名の投稿と聞いているが、職員が内部通報ではなく、敢えて外部から公益通報した可能性も否定しきれないと思うが、整備局の見解はいかが。

→ 直接の上司、コンプライアンス指導者、適正業務管理官、外部の弁護士、ホームページ、さらには、本省にも窓口があるので、きちんと周知することで、通報者にとって一番ふさわしい方法を選択してもらえると考えている。

《イントラネットの活用について》

- 自主学习のような形だけでは、それをやらない人も出てくるので、例えば、進捗度合いを把握し、進んでいない人に勧奨できるとか、大事なものを発出した時に必ず見てもらえるようにするとか、実効性の高いイントラの活用法があれば良いと思う。

→ 今年度は、講習会動画をアップして、未受講者に働きかけることによって、全て視聴完了できた実績はあるが、今後も単にアップ等するだけでなく、どうすれば効果的になるのかを考えて工夫していきたい。

- 自主学习コーナーへのアクセス数について、前々年に比べて前年はかなり数字が上がっているが、今年度は下がっている。これをどのように分析しているか。また、特に昨年度の12月の数字が高くなっているが、これは何か特異な要因があったのか。

→ 今年度数字が下がっていることの原因はよく分かっていない。ミーティング時の資料等でPRしているが、それが少し足りなかったのではないかと反省している。また、昨年度の12月は、アンケートを実施し自主学习コーナーに関する設問もあったため、増えたのではないかと推察している。

《コンプライアンス・ミーティングについて》

- 不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基にミーティングを実施したということだが、ただ「こういう事案が起こった。懲戒処分された。良くないね。」というだけではなく、「要因・背景等」まで共有化することが大切だと考える。それはミーティングの中で実施できているか。

→ 報道等の中で要因・背景等が把握できるものについては、そこも含めて情報提供し、不祥事が起きた要因・背景、職員の意識や動機、職場の環境、制度上の問題など考えてもらうよう依頼している。

《ブロックワーキングについて》

- コンプライアンスの取組が進んできている中で、現場事務所では、逆に萎縮している状況が

ないか意見交換したとあるが、具体的にどういう意見が出たか、どういう状況が生じているのか、支障がない範囲で教えて欲しい。

→ 幹部職員は、積極的に事業者との情報交換等を行えているが、若手職員については、まだ事業者と距離を置くという状況が見受けられるとのことで、そこについては、幹部職員がいろいろな場を設定して、そこへ若手職員を連れて行くような取組をしている事務所もある。

《発注者支援業務受注事業者との関係について》

・昨年12月の懲戒処分案件は、発注者支援業務従事者との関係だと思うが、現実的には同じフロアで仕事をしている以上、全て職員のモラルでカバーすることはある意味酷な部分もあると思う。発注者支援業務の在り方、仕事の在り方、業者との関係、組織と組織との在り方という点で、どう考えているのか。

→ まず、物理的にはレイアウトはしっかり分けて、当然その指揮命令系統もしっかり分けて対応している。また、受注事業者には年度当初仕事をスタートする時に、コンプライアンス上の利害関係者との関係があるので、そこはしっかり守って下さいということを説明している。

・単に個人が悪意を持ってやったという話ではないとすると、同じフロアであるなどの特殊事情があるとすれば、何かの拍子に起こり得る可能性もあると思うので、その辺りをもう少し検討することがあって良いと思う。

・幹部職員には、事後報告にはなっているが、贈与等報告がある。例えば、一般職員も含め、利害関係者と席を共にする場合には、届け出なり報告なり、何か心の中で防波堤になるようなルールが必要ではないかと思うが、どうか。

→ まずは、公務員として当たり前である一般的なルールを全職員に対して、しっかりと浸透させなければいけないと考えている。

・NHKでは、OB、関連団体及び外部発注も多くあり、そういう人達との付き合いは難しい。不祥事の問題は、人間の弱い部分があるため、あまり善意だけに期待しても難しいと考えている。そのため、飲食等の時には、必ず上司に事前許可を取るような形になっている。このため、常に我々は意識しなければいけないというアナウンスメント効果になっていると思う。

●コンプライアンス推進計画案

《計画全体について》

・経年的にこのような計画を作成し、それを積み上げていくことは、とても大事だし、これまで積み上げがこの計画に書かれている蓄積だと考えるが、もう四国地方整備局においては、こういうコンプライアンスの取組は標準装備であり、別に計画があろうがなかろうが、それが当たり前のこととして組織の中で共有され、行動規範として身に付いているという所まで来ているのかどうか、次期計画の3カ年で見極めて欲しい。その3カ年が、集大成的な

ものになるという位置付けを組織の中で共有・認識しても良い段階に来ていると思う。

→ 非常に高度なお話だと思うが、この推進計画がスタートする時点からそういった問題意識を持って、しっかり取り組んでいきたい。

《外部機関への周知について》

- 計画策定後、対面での説明を実施予定となっているが、職員への周知も含めてそれを徹底すること、きちんと理解してもらおう努力をすることが大事である。

《入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底について》

- 1の不正が発生しにくい制度への見直しの中で「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札手続きの見直しの実施について」（平成26年2月6日付け～）とあるが、この文書は、四国地方整備局の文書か。
→ 本省からの文書である。
- 制度自体は共通だが、①～③の各項目については、整備局独自のことになるのか。
→ 全国共通でやっていることであるが、ただ一斉にスタートラインに立った訳ではなく、事項によっては高知事案があったため、四国が先に始めた事項もある。

●その他

《統計問題について》

- 国土交通省もボリューム的に結構多かったということだが、整備局内では今の段階でどのような状況なのか簡単に教えて欲しい。
→ この問題は、本省で対応しているが、地整でも会議等の場で問題の周知、その背景の説明等を行っている。
- 各整備局自身が何らかの形で関与していることはないか。
→ ない。

《入札監視委員会について》

- 現在の入札監視委員会が、高知事案を踏まえて、その機能をどう改善したのか教えていただきたい。
→ 高知事案を踏まえた視点での議論に加え、例えば、四国の中の事案のみでなく他の地整での不適切な事案についても、その原因等を含め入札監視委員会委員に説明させていただき、先生方の知見と我々が持っている情報を合わせて、様々な観点から議論していただくような運営に努めている状況である。